

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第101条	介護老人保健施設の設備の使用制限等	介護保険課

介護保険法（平成9年法律第123号）第101条に基づき、介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。